

医療保険における「訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)」算定のお知らせ

当ステーションでは、厚生労働省による看護職員等の処遇改善(賃金引上げ)の方針に伴い、質の高い訪問看護サービスを安定的に継続して提供するため、医療保険をご利用の方を対象に「訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)」を算定しております。令和8年6月より算定金額に変更があります。国が定める制度に基づき、ホームページ上にて算定金額を公表いたします。

■ 算定する加算名

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)

■ 加算金額

1ヶ月につき 1,830円

■ ご利用者様の実質的なご負担額

上記の金額(1,830円)に対して、ご利用者様それぞれの保険証の負担割合(1割~3割)に応じた金額が、1ヶ月あたりの実際のご負担額となります。

| 保険証の負担割合 | 1ヶ月あたりの実際のご負担額 |
|----------|-------------------------|
| 1割負担の方 | 1ヶ月につき 183円 の上乗せ |
| 2割負担の方 | 1ヶ月につき 366円 の上乗せ |
| 3割負担の方 | 1ヶ月につき 549円 の上乗せ |

※お持ちの公費医療受給者証(難病医療や障害医療など)の負担上限月額によっては、追加のご負担が発生しない場合もございます。

本制度は、現場でケアに当たる看護師が安心して長く働ける環境を整え、ひいてはご利用者様へより手厚く質の高い看護ケアを還元することを目的としております。

ご利用者様・ご家族様にはご負担をお願いすることとなり大変恐縮ですが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点などがございましたら、担当スタッフまたはステーション窓口までお気軽にお問い合わせください。

【訪問看護ステーション きょうわ/管理者 韓 和順】